

テーマ：取締役会決議における特別利害関係

会社法上の取締役の地位

- (1) 会社法（以下「法」）上、株主は自らの利益のために株主権を行使するのは当然であり、敵対的買収などの極めて例外的な場合を除き株主権の行使に制約を受けることはない。これに対し、取締役は、株式会社との間の委任契約に基づき善管注意義務を負い、会社に対する忠実義務を負うとされている（法 355 条）。
- (2) 他方、取締役会設置会社においては取締役は取締役会の構成員であり、非業務執行取締役は、株式会社の意思決定機関である取締役会の審議及び決議に加わる（法 369 条 1 項）。そのため、忠実義務との関係から、取締役会決議にあたって「特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。」（同条 2 項）とされている。
- (3) この取締役の特別利害関係については、従来は、会社と当該取締役個人との利害対立がある場合と解されていた。典型的には、代表取締役の解任決議における対象となる代理取や、取締役の競業行為ないし自己取引の承認（法 356 条）などの場合には、対象となる取締役は取締役会における審議及び議決に加わることはできない。

社外取締役と特別利害関係

- ① これに対し、近時、相当数の株式を有する会社から社外取締役が選任される事案が増加しているところ、当該株式会社と株主たる会社との取引については、社外取締役が特別利害関係人になるおそれが指摘されている（田中亘外「会社・株主間契約の理論と実務」参照）。この見解に立てば、社外取締役の議決権行使が忠実義務違反にあたる場合には、取締役会決議無効事由となりうる余地が生じる。
- ② 現在のところ、株主から派遣された社外取締役が当該株主たる会社との取引に関する決議について特別利害関係人に当たるとする裁判例はないが、田中前掲によれば、当該社外取締役が現在でも株主たる会社の役員又は執行役員であるかどうか（現役役員等でないのであれば株主たる会社に対して忠実義務を負わない）、株主たる会社の役員として報酬を得ているか、さらには代表権を有しているか、などによって特別利害関係の有無が判断されるべきであるとしている。

実務上の留意点

上場会社に関するコーポレートガバナンスコード（JPX）によれば、本来、社外取締役は少数株主の利益にも配慮すべき立場にあるところ、理論的には、派遣元の株主たる会社との取引については特別利害関係人と解される余地は十分にある。他方、特別利害関係にある社外取締役の審議参加及び議決権の行使については、取締役会の承認があれば認められると解されるので、株主から社外取締役の派遣を受けた場合には、特別利害関係を回避するための手段として主要な株主との継続的エンゲージメントが重要となる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.116 は、「グレーゾーン解消制度」（24C45）の予定（2024/11 発行予定）としております。

以上